

私の郷里・津軽は蝦夷地と共に中世から流刑の地であったといえます。全く知りませんでした。多くのキリシタンが流刑となり、殉教したことを知り、衝撃を受けました。私の関心を知った中学時代の友人竹田侑子さんが、「津軽キリシタン」に関連する手持ちの資料をたくさん送ってくれました。とても嬉しかったです。そのうちの 하나가『弘前市史』です。彼女は郷土史関連の歴史研究のセミナーを主催するほど、歴史に深い関心と知識をお持ちです。

『弘前市史』第3節 宗教と文化の「キリシタンの流罪」の項には次のように記されています。

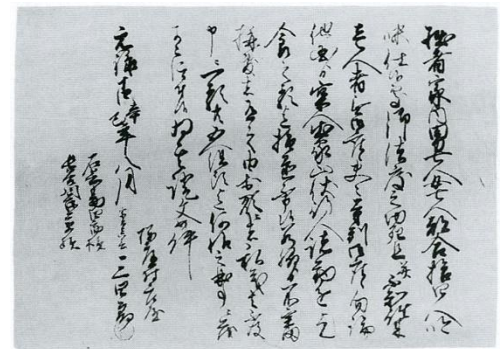
まず一つは、慶長19年(1614)キリスト教を棄教しなかった71人が、津軽へ流され、京都、大津を経て、5月24日に敦賀で乗船し、6月17日に外浜(深浦か、鱒ヶ沢ではないかと推測)に着き、翌日、幕府の命令と藩主(津軽信枚)の指示で、高岡(弘前)付近に連行されたというのが第一の記録です。

第二は、キリシタンの盛んな場所から、棄教しないものを流刑地に送ることによって消滅させようとしたが、強固な信仰を持っていたキリシタンは領民に入信を勧め、洗礼者まで出すほどになった。荒地の開墾、鉱山の採掘に従事し、元和元年(1615)の大凶作にも耐えたとあります。

第三に、藩には記録がないものの、流刑者を訪ね、支援金を渡し、ミサをあげた数名の神父による記録を採用し、流刑者が5箇所に分かれて、寒冷な風土、荒地地で開墾、農業に従事し、過酷な生活であったこと、また、刑の様子などの記述も加えています。

「キリシタン改め」の項にはキリシタン禁制政策が全国規模で徹底して行われたことを記しています。寛文元年(1661)、藩主自ら馬場において切支丹改宗衆を高覧、召し抱える又者(家臣)に切支丹改宗を命じ、翌年、領内全域で切支丹改を実施し、切支丹改帳を作成し、その一部は国元に、もう一部は寺社奉行に提出したとあります。

寺が檀家に寺の判を押した「寺請証文」を発行します。これがキリシタンではないという身分証明となりました。在方(田舎)では、代官所に寺の判鑑を備え、庄屋・5人組が寺請証文と照合し、一致すれば「切支丹改証文」を作成し、郡奉行を通して寺社奉行に提出する。町方では町年寄に判鑑を置き、町名主・5人組が立ち会うということです。藩士は藩士で寺社奉行に提出しなければなりません。神職も寺の檀家になる必要があったということです。仏教諸宗は明治政府へ「耶蘇教禁制」を建白しました。「寺請証文」を領民は明治3年まで所持していたといえます。



桜庭村切支丹改証文(享和3年寺社領分限帳)

「切支丹類族」の項では、類族とは棄教した切支丹を指し、男であれば、子、孫、曾孫、玄孫まで類族として取り締まりの対象となりました。女は孫の代までとのこと。死亡した時は幕府からの片付けの許可を待って、埋葬されたとのことです。

私の先祖は円明寺の檀家でした。円明寺は新寺町に集まっている18寺の一つで、創建は1650年、弘前では最古の浄土真宗の寺です。また、茂森町は禅林街と呼ばれ、初代藩主津軽為信を祀った長勝寺への参道に、曹洞宗の33寺が集まっています。どこのお寺も1650~60年代に建てられています。仏教への帰依という宗教心、信仰によって、お寺が林立したのではなく、幕府の政策、藩の後押し、支援があって成り立った宗教団体だったと言えるのではないのでしょうか。民衆は仏教の真髄、倫理、法悦を味わったのでしょうか。仏教の対立軸にキリシタンがありました。キリスト教を邪宗門として排斥した長い歴史があったことを知らされます。